

## 平成24年第1回横手市議会3月定例会会議録

---

### 議事日程（第6号）

平成24年3月19日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第7号 横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回について
- 第2 議案第45号 平成24年度横手市一般会計予算の一部の訂正について
- 第3 請願24第2号 発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市をめざすことを求めることについて
- 第4 陳情24第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについて
- 第5 請願24第1号 増田地域テニス活動の練習、試合場所確保について
- 第6 陳情23第21号 軽自動車の納税証明書について
- 第7 請願23第4号 増田地域ソフトテニス活動の練習、試合場所確保について
- 第8 議案第1号 横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例
- 第9 議案第4号 横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第10 議案第9号 横手市高齢者センター設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第25号 権利の放棄について
- 第14 議案第29号 平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第30号 平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第31号 平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第32号 平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第33号 平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第34号 平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第40号 平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第46号 平成24年度横手市国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第47号 平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第48号 平成24年度横手市介護保険特別会計予算
- 第24 議案第49号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計予算
- 第25 議案第50号 平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 第26 議案第51号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計予算

- 第27 議案第52号 平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計予算
- 第28 議案第53号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計予算
- 第29 議案第66号 平成24年度横手市病院事業会計予算
- 第30 陳情24第2号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求めること  
について
- 第31 陳情24第6号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求めることについて
- 第32 議案第35号 平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）
- 第33 議案第42号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて
- 第34 議案第54号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計予算
- 第35 請願24第3号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求めることについて
- 第36 陳情24第1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについて
- 第37 議案第 3号 横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第38 議案第12号 横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第13号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第14号 横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第15号 横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第16号 横手市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第24号 工事施行協定の変更について
- 第44 議案第26号 市道路線の廃止について
- 第45 議案第27号 市道路線の認定について
- 第46 議案第36号 平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第47 議案第37号 平成23年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第48 議案第38号 平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第49 議案第39号 平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 第50 議案第41号 平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第5号）
- 第51 議案第43号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第52 議案第44号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて
- 第53 議案第55号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計予算
- 第54 議案第56号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計予算
- 第55 議案第57号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算
- 第56 議案第67号 平成24年度横手市水道事業会計予算
- 第57 議案第68号 平成24年度横手市下水道事業会計予算
- 第58 議案第 2号 横手市暴力団排除条例

- 第59 議案第 5号 横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例
- 第60 議案第 6号 横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第61 議案第 8号 横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 第62 議案第17号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第63 議案第18号 横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第64 議案第19号 横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 第65 議案第20号 横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第66 議案第21号 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
- 第67 議案第22号 横手市国土利用計画について
- 第68 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 第69 議案第58号 平成24年度横手市横手町四町財産区特別会計予算
- 第70 議案第59号 平成24年度横手市横手地域財産管理特別会計予算
- 第71 議案第60号 平成24年度横手市前郷地区特別会計予算
- 第72 議案第61号 平成24年度横手市西成瀬財産区特別会計予算
- 第73 議案第62号 平成24年度横手市醍醐財産区特別会計予算
- 第74 議案第63号 平成24年度横手市里見財産区特別会計予算
- 第75 議案第64号 平成24年度横手市福地財産区特別会計予算
- 第76 議案第65号 平成24年度横手市館合財産区特別会計予算
- 第77 陳情24第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求めることについて
- 第78 陳情24第4号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求めることについて
- 第79 議案第28号 平成23年度横手市一般会計補正予算（第11号）
- 第80 議案第45号 平成24年度横手市一般会計予算
- 第81 議会案第1号 横手市市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第82 農業委員会委員の推薦について
- 第83 議会案第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書
- 第84 議会案第3号 東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議

---

#### 本日の会議に付した案件

議事日程第6号に同じ

---

出席議員（28名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10 番	遠藤忠裕
11 番	土田祐輝	12 番	高橋大
13 番	小沢秀宏	14 番	堀田賢逸
15 番	佐藤徳雄	16 番	佐々木誠
17 番	菅原惠悦	18 番	齋藤光司
20 番	佐藤清春	21 番	佐藤忠久
22 番	寿松木孝	23 番	播磨博一
24 番	佐々木喜一	25 番	佐藤功
26 番	塩田勉	27 番	奥山豊
28 番	阿部正夫	29 番	高橋勝義

欠席議員（1名）

30 番 田中敏雄

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐忠悦	副市長	鈴木信好
副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	藤井孝芳	財務部長	柴田恒宏
市民生活部長	森屋輝夫	健康福祉部長	石山清和
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	消防長	泉田榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦
総務企画部次長 兼人事課長	小丹茂樹	総務企画部 総務課長	高橋征徳
総務企画部 経営企画課長	高橋嘉	財務部財政課長	三浦淳
総務企画部 市長公室部長	佐藤亮	横手地域局長	石山昭一

増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	眞田正照
雄物川地域局長	福岡新作	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	藤田茂
大雄地域局長	鈴木康和		

---

**事務局職員出席者**

事務局 長	浮嶋伸	主 幹	佐藤しげ子
総務担当副主査	安藤祐美子	議事調査担当主査	松井尊臣
議事調査担当副主査	後藤光晴		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

21番佐藤忠久議員から遅刻する旨の、30番田中敏雄議員から欠席する旨の届け出があります。  
ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 監査委員より例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎議案第7号の撤回について上程、説明、採決

○佐藤清春 議長 日程第1、議案第7号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

市長から、横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の撤回の理由について説明を求めます。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議案の撤回について説明を申し上げます。

平成24年2月27日に提案いたしました議案のうち、議案第7号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過日開かれました横手市議会総務文教常任委員会の審議において、横手市地域づくり相談員の事業の必要性には一定のご理解をいただいたものの、地域の実情等をさらに精査し、地域を支え合う仕組みづくりについて再検討する必要があると判断し、横手市議会会議規則第19条第1項の規定により本議案の撤回について議会の承認をお願いするものであります。

以上で議案の撤回についてのご説明を申し上げます。何とぞご理解の上、ご承認のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいま議題となっております議案第7号の撤回についてを起立により採決いたします。

議案第7号の撤回については、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第7号の撤回については承認することに決定いたしました。

なお、議案の撤回については、この旨を総務文教常任委員会委員長に文書をもって通知いたしておき

ますので、ご了承願います。

---

◎議案第45号の一部の訂正について上程、説明、採決、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第2、議案第45号平成24年度横手市一般会計予算の一部の訂正についてを議題といたします。

市長から平成24年度横手市一般会計予算の一部の訂正の理由について説明を求めます。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議案の一部訂正についてご説明申し上げます。

さきに承認いただきました議案第7号の撤回に伴いまして、議案第45号平成24年度横手市一般会計予算の訂正をお願いしようとするものでございます。

訂正の内容であります。第1表中、歳出で2款総務費から315万5,000円を減額し、14款予備費に315万5,000円を追加するもので、横手市議会会議規則第19条第1項の規定により本議案の訂正について議会の承認をお願いしようとするものであります。

以上、議案の訂正をお願い申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○佐藤清春 議長 ただいま議題となっております議案第45号の一部の訂正についてを起立により採決いたします。

議案第45号の一部の訂正については、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第45号の一部の訂正については承認することに決定いたしました。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

一般会計予算特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎陳情24第2号～請願23第4号の取り扱いについて

○佐藤清春 議長 日程第3、請願24第2号発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市をめざすことを求めることについては、厚生常任委員長から、目下委員会において

審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第4、陳情24第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについては、厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5、請願24第1号増田地域テニス活動の練習、試合場所確保については、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第6、陳情23第21号軽自動車の納税証明書については、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第7、請願23第4号増田地域ソフトテニス活動の練習、試合場所確保についてを議題といたします。



お諮りいたします。

請願23第4号は、請願者より取り下げ願いの申し出があり、総務文教常任委員会では取り下げ願いを承認した旨の報告があります。委員長からの報告のとおり、請願の取り下げを承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの報告のとおり、請願23第4号については取り下げを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号～陳情24第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第8、議案第1号横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例より日程第31、陳情24第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求めることについてまでの24件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案22件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第1号横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、建設地周辺環境の調査についての質疑に対し、当局より、生活環境影響調査とは別に、今年度から建設地周辺の大気、水質、土壌について調査をしており、施設建設前の状態と建設後の状態を比較できるように同じ場所で毎年調査を進めていく。調査結果についてはホームページで公表し、地元の栄地区の皆さんには別にお知らせしていきたいと考えている。また、環境保全委員会は定例として年2回の開催を予定しており、この調査結果についても報告するとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号横手市高齢者センター設置条例の一部を改正する条例について、健康管理室の利用料などについての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、入所定員増員により職員はどうなるのかとの質疑に対し、当局より、施設の基準に対しては介護職員の数は上回っている。指定管理者である横手市社会福祉協議会からは既に職員を確保

し定員増に対応した体制で秋から動いているとの報告を受けているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号横手市介護保険条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、ショートステイの乱立を抑制できないのかとの質疑に対し、当局より、地域密着型の施設で小規模特養、小規模多機能型居宅介護、グループホームは、計画に基づき市で施設整備数を制限できるが、ショートステイはそれが全くできない。何度も国に確認したが、法的には基準に合致している限り指定権者は指定せざるを得ない実情であるとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、横手市の介護保険料は月平均2,000円近く引き上げられ、市民の悲鳴と怒りはこれから市役所に殺到するのではないかと予想される。国だけが責任を免れて国民と市町村に肩がわりさせる仕組み自体に大きな憤りを覚える。さらに、市町村の権限が及ばないショートステイの乱立なども保険料アップに直結する制度の欠陥であって、市町村段階ではいかんともしがたいことから、市は国に対してもっと強く制度是正を求めること、そして、介護予防の施策をより効果的に市民と行政が一丸となって取り組むことを訴えて条例改正に賛成するとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号権利の放棄について（債権者の破産に伴う徴収不能債権の放棄）について主な質疑と答弁を申し上げますと、委託に関して業務に支障はないのかとの質疑に対し、当局より、この案件は平成20年度の契約で、年3回の定期清掃を分割払いしていた。1回目の清掃が終了し、その分の支払い後に履行できない状態になり、残り2回の業務については再入札により業務を終えている。翌年からの支払いはすべての業務が終わってからの一括払いに変更しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、特定健康診査についての質疑に対し、当局より、今年度の受診率は40.2%になっている。特定健診が始まったころは42%ほどの受診率だった。新しく健診対象となる40歳台の受診率が約20%となっており、この年代の受診率を高めるための対策を重点的に進める計画であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、滞納者の人数はとの質疑に対し、当局より、平成21年度240人、平成22年度164人、平成23年度については、平成20年、平成21年度の滞納者が46人、22年度分が53人で、トータル99人という状況になっているとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より反対の立場で、この補正予算自身は減額補正であるが、滞納繰越分、徴収保険料や延滞金を計上せざるを得ないということは、高齢者が少ない年金からさらに引かれていくという弱いものいじめの実態があらわれているので、国の制度だが介護保険のように市独自でいろんな

手だてを工夫することができるものとは違うという意味で反対せざるを得ないとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、介護認定審査会についての質疑に対し、当局より、介護認定審査委員は8合議体、各5人ずつで40名という構成になっている。実績について、今年度は合計で2月29日現在163回、3月末まで172回の開催を予定しており、審査件数は5,150件程度と見込まれる。審査会は3人の委員の出席で成立するとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第33号平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）について特段の質疑はありませんでした。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、横手病院事業収益の医業収益で訪問看護の収益が減額になった要因についての質疑に対し、当局より、在宅看護でない患者さんが増え、訪問看護の患者数が減ってきたために利用者が少なくなってきたということである。訪問看護の重要性は病院としても十分認識している。週1回院内の会議を開きながら退院調整の会議をしているとの答弁がありました。このほか、救急搬送の受け入れ態勢などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号平成24年度横手市国民健康保険特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、短期被保険者証と資格証明書についての質疑に対し、当局より、ことし1月現在の短期証交付世帯は1,017世帯、被保険者数は2,080人、また、資格証明書交付世帯は153世帯、人数が244人で、子どもの資格解除者が27人となっている。平成22年度から資格証世帯の訪問調査を実施し、生活実態の把握や制度の周知に努めているとの答弁がありました。このほか、脳ドックの病院の受け入れなどについて質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計予算について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号平成24年度横手市介護保険特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、生活機能評価を簡便化するののかとの質疑に対し、当局より、今年度の生活機能評価は1万400名を見込

んだが、実績は7,487名のために減額になっている。簡便になったのは目標値に介護予防対象者を近づけるといことで、25項目の基本チェックリストだけで把握するという方法に変わったといことであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計予算については特段の質疑はありませんでした。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、新しい設備で個別入浴するといのはどのようなものかとの質疑に対し、当局より、車いすに乗ったまま浴槽1面の開口部から浴槽内に入り、その開口部を閉じてお湯を入れていくといものである。1セット233万円である。車いす入浴の可能な方を対象に最初5人程度から始め、作業の効率を図っていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、居宅介護サービス費収入が昨年より約360万円少ないのはなぜかとの質疑に対し、当局より、この歳入は23年度の利用状況を勘案して積算した。通所リハビリは去年より落ち込んでいる。利用者の確保に努めているが、ショートステイの急増で通所からショートへ移る傾向にある。そのため1日当たりの平均利用者を23年度の20人から、24年度は18人の見込みとしたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計予算について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、新しい制度のサービス内容についての質疑に対し、当局より、自立支援法が始まって6年近くになるが、5年間、大和更生園では旧法でやってきており、この3月で新法にのってサービスを提供している。今までのサービスの内容と大きな変化はないものの、日中と夜間のサービスに分けられたことにより、手厚い支援につながる職員体制となっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号平成24年度横手市病院事業会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、看護師不足の状況についての質疑に対し、当局より、横手病院では新規採用予定の看護師は14名いる。産休育休に入っている看護師が増え苦勞している状況だが、採用によって改善されると思っている。ヘルパー資格を持った看護助手については若干の増員を検討している。大森病院では来年度2名の看護師を採用する予定である。ただ、今年度中3名の看護師が退職するので、実質的には1名の減であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、陳情24第2号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求めることについて、意見はなく、立身万千子委員より賛成の立場で、国のシステム案はころころ変わるが、応益負担は多くの超過料金が取られ、受益者に負担がかかることは目に見えている。市町村の保育の責任が撤廃されることで、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じる。もう一つは、意見書案6番目にあるように、幼保一体化の制度設計に当たっては行うなどとは言っておらず、地方自治体、保育・幼児教育関係団体、保護者等から十分な意見聴取を行って慎重に検討するべきだという書き方をしているので、願意は妥当だと思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求めることについて、意見はなく、立身万千子委員より賛成の立場で、特例水準の解消は国民への負担増だとはっきり厚労大臣が言った。その2.5%削減となると、政府が出す交付金が毎年1,000億円縮小されることになる。政府の中でも慎重論が出ているときに、これ以上国民の負担を増やすことはするべきでないと思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、可否同数となり、委員長の採決によって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第1号横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第4号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第11号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第30号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第46号平成24年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第47号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第48号平成24年度横手市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第66号平成24年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております8件及び陳情を除く14件について採決いたします。

14件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、14件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第2号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情24第6号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第6号は不採択とすることに決定いたしました。

---

**◎議案第35号～陳情24第1号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第35号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）よ

り日程第36、陳情24第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについてまでの5件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第35号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、雄川荘の利用客数は当初見込みと比べてどれくらいの実績を見込んでいるか、また、営業収入の状況はどうなっているかとの質疑に対し、当局より、利用客数は当初8万7,946人を見込んだが、最終実績として10万1,000人を見込んでいる。また、営業収入について当初1億8,300万円を見込んだが、2月現在で1億9,100万円となっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについては質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計予算については、各施設の入湯税も含めた収入見通しについて質疑がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願24第3号T P P交渉参加に向けた協議の中止を求めることについては、横手市議会では昨年11月臨時会においてT P P交渉参加に反対する決議をした。しかし現在、政府は関係各国と交渉参加に向けた協議を進めている。このまま特にアメリカ主導で協議が進められれば、食料の安全性に対する問題などの条件交渉が通用しない可能性が大きく、強く中止を求めるべきであるとの意見がありました。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについては、賃金に開きがあることは理解するが、最低賃金でさえ地域間で格差があり、特に秋田県は低いということで貧困の拡大が懸念される。正当な対価は当然であり、少しでも賃金が上がれば購買意欲が高まり、景気の好循環につながる。せめて全国平均にまで引き上げるべきだとの意見がありました。

また、技術や資格を必要とする仕事、それらを必要としない簡易な仕事など、経験年数や労働の内容によって賃金は異なるものであり、一概に判断すべきではない。雇用する側の視点からも検討し、双方にメリットがある賃金水準としながら雇用拡大を図るべきであるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。



以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願及び陳情を除く議案3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願24第3号T P P交渉参加に向けた協議の中止を求めることについてを採決いたします。

本請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、請願24第3号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情24第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号～議案第68号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第3号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例より日程第57、議案第68号平成24年度横手市下水道事業会計予算までの21件を一括議題といたします。

なお、議案第41号につきましては市長から正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案21件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第3号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例については質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、ほかの駅にオートバイが駐車できない理由は何かとの質疑に対し、当局より、自動二輪車が全国的に放置されており、既存の自転車駐車場の中で収容できるような場合は条例を改正して収容すべきという通達が昨年国から出された。横手駅西口駐車場は通達後に整備したものであり、自動二輪の駐車に対応した設備にしている。ここ以外の駐車場は小規模な駅の駐車場であり、自動二輪の駐車が可能な状況かを調査し、今後の整備に努めていきたいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、以前、優遇措置を県並みにしてほしいという要望があった。導入はできないものかとの質疑に対し、当局より、県ではDV被害者や母子家庭の方々については抽せんできる回数を2回としている。過去の本会議において、住宅応募の倍率が高い状況の中では住宅に困窮している方々との公平性を欠くと判断し市としては踏み込めないと回答した経緯がある。現状はその当時と変わっていないが、県との足並みをそろえるという視点もあるので、今後検討していきたいと思うとの答弁がありました。

また、市営住宅の充足度と今後の建て替えについての質疑に対し、当局より、現在約1,090戸の管理戸数があるが、政策的に空き家になっている住宅を除いた充足度は9割を超えている。現在の市営住宅は昭和50年代の前半に建設したものがかなりの部分を占めており、耐用年数が間近に迫っている。現在、建て替えも含めた長寿命化計画の策定作業を鋭意行っている最中であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例については、所有権が移転した後の固定資産税についての質疑がありました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第15号横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号横手市都市公園条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、地域主権一括法の施行に伴う改正であり、これは全国的な改正になると思うが、この中に横手市オリジナルの部分は含まれているかとの質疑に対し、当局より、市では現在も都市公園の整備を行っている最中であり、今回は国から示された内容に従って改正しているため市で独自に上乘せしたものはない。ただ、バリアフリーに関しては県の基準に従った対応を行っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号工事施行協定の変更について主な質疑と答弁を申し上げますと、協定金額が減額となった理由についての質疑に対し、当局より、工種によってそれぞれ増減があり、そのトータルとして

市の負担が約7,260万円の減額となったものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号市道路線の廃止について及び議案第27号市道路線の認定については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、保留地に関する質疑がありました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号平成23年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第38号平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、市町村設置型による整備はいつまで継続するのか、また、やらねばならない理由は何なのかとの質疑に対し、当局より、合併後も浄化槽の設置手法が統一されていないことに関しては違和感を覚えるところだが、市町村設置型により普及率を上げてきたことも確かである。個人設置に統一するにしても、一部地域では市町村設置が放流許可の前提となっているようであり、また、管理方法が変わるため、今まで市町村設置型で使用していた方々の理解を得る必要もある。いずれ、24年度に下水道認可区域の変更作業を行うので、その中であわせて検討していきたいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第5号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、継続費の総額が約10億減額となった理由は何かとの質疑に対し、当局より、当初は浄水場の建設に加えて愛宕山配水池までの送水管の布設と配水池の修繕も行う予定で計上していたが、契約の段階で浄水場の建設のみを3年契約としたことにより減額したものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号平成24年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて及び議案第44号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについては質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、三枚橋地区は密集地であり、地権者の敷地面積は決して広いところではない。区画整理事業により減歩されることで、これを機会にこの地から離れる方がいることも予想される。そのような場合、残った土地の取り扱いはどうなるのかとの質疑に対し、当局より、基本的には個人の資産であり、個人の取り扱いになる。中には保留地を購入して敷地面積を増やし残る方もいるし、これを機会に土地を処分して転居する方もいる。三枚橋地区は区域の南側から事業を進めているが、今後事業が展開される北

側にそのようなケースが出てくると思う。個別権利者との相談の中でできるだけ地権者の要望にこたえる形で進めていきたいと思っているとの答弁がありました。

また、今後新たに土地区画整理事業を展開していく計画はあるのかとの質疑に対し、当局より、民間で動くとなれば別だが、現在のところ市としては新たな計画は持っていないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号平成24年度横手市集落排水事業特別会計予算については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、浄化槽設置基数の推移と事業の進捗状況についての質疑に対し、当局より、今年度は16基と少ないが、例年は40基ほどの設置がある。今年度は震災の関係、またある程度の普及が進んだことで設置数が少なくなったものと見ている。なお、22年度から24年度までの事業計画に対し、実績ベースでは計画どおり進んでいない部分もあるので、24年度に計画を変更したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号平成24年度横手市水道事業会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、営業収益を大きく減額した理由についての質疑に対し、当局より、ここ数年、給水収益は毎年1%ほど落ちてきている。23年度は料金改定による増収により一時的に増加したが、24年度はこのような要因もなく、また、近年の節水傾向も見込んで減としたものであるとの答弁がありました。

また、浄水施設の民間委託についての質疑に対し、当局より、現在、大森、前田、増田の浄水施設で管理委託を実施しているが、その他の施設については現在検討を行っており、24年度にはある程度の方角性を出したいと思っている。なお、大沢浄水場についてはプロポーザル方式による委託の可能性を検討したいと考えているとの答弁がありました。

また、浄水施設のセキュリティ対策についての質疑に対し、当局より、現在はフェンスと立入禁止の看板という状況である。相当数の施設があるのですべてにやれるかはわからないが、赤外線センサーによる進入防止対策も検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員より原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第68号平成24年度横手市下水道事業会計予算について主な質疑と答弁を申し上げますと、企業会計への移行により一般会計からの繰り入れの抑制など資金繰りが相当大変になるだろうという見方をしていた。今回の予算を見る限りそのような心配は不要と理解していいのかとの質疑に対し、当局より、企業会計予算を編成する段階で新たに減価償却費を計上したため、予算の資金繰りに苦労した。今後、貸借対照表により経営が明確になることから、使用料金で不足する額の繰り入れについては財政当局と協議を行っていくとの答弁がありました。

また、将来的な人口減少に対してどのような企業努力が必要になると考えているかとの質疑に対し、当局より、人口減少下においては下水道使用料金についても減少となり、過大な施設計画による設備投資の増大に対しては受益者負担金や分担金で賄えるものではなくなってくる。そのため、事業の区域拡大等については、経済性比較を基本としつつ地域の経済動向などを踏まえた上で設備投資を抑えていくことも必要かと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第3号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第67号平成24年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第68号平成24年度横手市下水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く18件について採決いたします。

18件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号～陳情24第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第58、議案第2号横手市暴力団排除条例より日程第78、陳情24第4号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求めることについてまでの21件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 ただいまから総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案19件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号横手市暴力団排除条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、祭りの露天の扱いについての質疑に対し、当局より、この条例の施行によって祭りの露店がなくなるというものではない。市がかかわる祭りに露店を出店する際は現在も街商組合への登録が必要になる。街商組合は警察の確認を受けた者が登録されるため、暴力団関係者が街商組合に加入することはできない。道路を占用する場合は市への届け出のほかに警察への許可申請が必要になってくる。さらに祭りの当日は申請どおりに出店しているか警察が調査しており、二重、三重にチェックがかかる仕組みができ上がっているとの答弁がありました。

また、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者についての質疑に対し、当局より、秋田県内の暴力団の状況について警察の説明によれば、横手市内には暴力団の事務所はなく暴力団員もいないと聞いている。暴力団とふだんつき合いがある、暴力団事務所へ出入りしているまたは暴力団に対し資金提供している者などが密接交際者となる。県内にいる暴力団員71名と密接交際者209名がこの条例の対象となるが、密接交際者であるかどうかの判断はすべて警察が行うこととなっており、その情報についても警察が把握をしている。市が行う事業にかかわる法人については、その役員を警察へ報告することで暴力団関係者や密接交際者がいないか警察がチェックをかけ、該当者がいれば市としてこれを排除していくとするものだと答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、携帯電話会社の参画の有無と不感地帯の解消についての質疑に対し、当局より、この事業に参画するかしないかは事業者の意思によるものであり、携帯電話会社3社のうち1社については今回の参画を遠慮されている。参画しない1社は、今条例で設置を計画している滝ノ下地区の手前までについては現在整備をされている状況であり、自治体の補助事業による施設整備とは別に独自で事業展開し自前で整備しているという状況が見受けられるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について特段の質疑はありませんでした。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、議案第17号横手市火災予防条例の一部を改正する条例及び議案第18号横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、閉鎖する給食センターの非常勤職員の処遇についての質疑に対し、当局より、センター間による職員数のバランスを考慮しながら現在調整を進めている。経費のほかさまざまな比較をし、教育委員会内部だけではなく人事課とも協議をしながら処遇について今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、7センターから4センターに統合することにより食材の購入はどうなるのかとの質疑に対し、当局より、現在は各センターが合併前からのスタイルで地域の商店や農家会、横手市学校給食協会などから食材を購入している。統合後の食材の仕入れ方法については検討を要する最優先課題と位置づけており、納めていただく給食費を有効に使いながら安全でおいしい給食を提供していくことを前提に考えていきたいとの答弁がありました。

また、廃止する給食センターの跡地利用についての質疑に対して、当局より、総務企画部内に設置している学校統合跡地利用検討委員会の中で学校施設や教育施設を含め内部で活用できるのか、あるいは外部での活用ニーズについてなどトータルで考えていきたい。使える建物は使用し、そうでない建物については解体する方向で今後検討していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、委嘱する対象者の選定方法についての質疑に対し、当局より、図書館協議会の委員については、教育研究会図書部会や文化財保護審議会、社会教育委員、各図書館、学校等で活動されている方、郷土史の研究に携わっている方、保育協議会、NPO等々の関係者の方への委嘱を考えている。現在は公募制をとっていないが、今後は委員の意見を聞きながら公募についての検討も行っていきたいとの答弁が

ありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号横手市国土利用計画については特段の質疑はありませんでした。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号工事請負契約の締結について（横手北中学校屋外体育施設建設工事）について主な質疑と答弁を申し上げますと、総合計画マスタープランの中で示された概算との比較についての質疑に対し、当局より、学校統合事業は当初約157億円を予定していたが、それに給食センター統合事業などが加わり約165億円の計画となった。実施見込み額が約181億円となることで最終的には増減で約16億円多くかかるという見込みになっている。学校統合関係部分だけでは最終的には若干減となるような計画で進んでいるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号平成24年度横手市横手町四町財産区特別会計予算については特段の質疑はありませんでした。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号平成24年度横手市横手地域財産管理特別会計予算から議案第65号平成24年度横手市館合財産区特別会計予算までの7件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求めることについては、委員より、過去にも同趣旨の陳情を不採択としているので今回も不採択でお願いしたいとの意見があり、討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第4号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求めることについて、委員より、過去にも同趣旨の陳情を不採択としているので今回も不採択でお願いしたいとの意見があり、討論はなく、起立採決の結果、起立少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。



ただいまから議題となっております案件中、議案第2号横手市暴力団排除条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第22号横手市国土利用計画についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第23号工事請負契約の締結について（横手北中学校屋外体育施設建設工事）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件及び陳情を除く16件について採決いたします。

16件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、16件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情24第4号安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出

先機関の存続を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第4号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時40分といたします。

午後 2時29分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第79、議案第28号平成23年度横手市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番高橋聖悟議員）登壇】

○高橋聖悟 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第28号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第28号の審査については、2月28日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は3月8日と9日に行われました。

先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものであります。本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第28号平成23年度横手市一般会計補正予算（第11号）を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第80、議案第45号平成24年度横手市一般会計予算を議題といたします。  
一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番高橋聖悟議員）登壇】

○高橋聖悟 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第45号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第45号の審査については、2月28日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は3月8日、9日、12日及び本日行われました。

先ほど午前中に開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものでありました。本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 平成24年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

まさに今、国会において税と社会保障の一体改革という名のもとでこころ変わる子どもに対する政策に見られるとおり、地方に住む私たち国民の生活もなりわいも後回しにされる状態が続いております。既に1年が経過した東日本大震災とそれに続く原発問題は解決の糸口がつかめないまま地方自治体に負担を大きく押しつける方向にあります。このような状況下で我が横手市の平成24年度一般会計予算を見ると、若い世代に新たな苦難を強いる年少扶養控除の廃止などをもってしても市税収入は対前年度比マイナスであり、予算計上に当たっては当局の苦慮、工夫の跡が見られます。

そのような中、地方自治体の責務である市民福祉の向上、また、その土台となる地域支え合いの機能、そして、少子化問題克服のかなめとなるべき産業振興と雇用創出について見た場合、特に地域価値創造事業として新規に位置づけられた項目が多く提案されております。それ自体意味があるとしても、事業間のつながりが見えてきません。産業経済部門に限らず他の分野においても連携という言葉だけがひとり歩きしていることで、相乗効果には遠く及ばず、個々の事業が活かされるのか疑問であると言わざるを得ません。また、地域づくり関連事業の2億円を超える予算についても、1期目終了に当たっての総括を踏まえた内容なのか、各部局との役割分担がどれだけ検討を重ねた上で提案されたものなのか懸念するものであります。

連携という言葉が市長から頻繁に発信されて以来、複数年が経過しております。横手市が発展するためには、もはや庁内各部署間の縦割りシステムを克服し、横のつながりを強固なものに組織して、市民が納得して参加のできる協働を推進されねばならないときであると警鐘を鳴らし、その意味での反対討論といたします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第45号平成24年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議会議案第1号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第81、議会議案第1号横手市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第1号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第1号については、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎農業委員会委員の推薦について

○佐藤清春 議長 日程第82、農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による委員を4人とし、高橋せつさん、横手市増田町、昭和24年8月生まれ、奥山道子さん、横手市大雄、昭和30年2月生まれ、小野寺稲子さん、横手市山内、昭和31年2月生まれ、小野正伸さん、横手市金沢、昭和33年5月生まれ、以上の方を推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は4人とし、高橋せつさん、奥山道子さん、小野寺稲子さん、小野正伸さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休 憩

---

午後 4時02分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会議案第2号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第83、議会議案第2号TPP（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第2号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第2号は、出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討

論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第84、議会案第3号東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） お手元に配付しております決議案について、その趣旨を、提案理由を説明申し上げます。

東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議の提案理由を申し上げます。

東日本大震災の被災地では、町の復旧・復興に向けて今なお懸命な努力が続けられておりますが、膨大な量のがれきが復興の妨げになっているのはご案内のとおりであります。報道によると、岩手、宮城、福島では約2,250万トンのがれきが発生し、1年たった今でも6%ほどしか処理できていない状況にあります。こうした状況を見る限り、全国の自治体の協力がなければ、がれきはこの先十数年そのままの状態になってしまいます。あのがれきの山を消滅させること、それが果たされない限り被災地に復興の光が差し込まないことは確実であります。

こうした中で、秋田県はことし2月7日に岩手県とがれきの広域処理に関する基本協定を結びました。市長は今回の施政方針の中で、4月以降に説明会を開催していくが、焼却施設の改修工事が必要であり、実際の受け入れはことし9月以降と見込んでいと述べられています。施設の改修の必要性は十分に理解できます。ただ、被災地の早期復興に迅速性が求められているのも事実であります。ぜひ一刻も早く施設の修繕を終わらせて被災地の復興支援に取り組んでいただきたく、強く願うものであります。

我々は幸いにも震災前と変わらない生活を送ることができております。ですが、隣県は違います。被災地が復興に向けて日々全力で立ち向かっている中で、隣に住む者として他人任せにすることなく、被災地を悩ませているがれきを受け入れていく責務があるのではないのでしょうか。

なお、受け入れに当たって市民の安全確保を最優先に考えなければならないことは言うまでもありません。よって、国のガイドラインに基づいてがれきの放射性物質等の安全性を確認し、市民や地域住民への十分な説明責任を果たした上で早期にがれきを受け入れることを強く求めるものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 私は、本決議案に賛成の立場で討論します。

災害がれきをできるだけ速やかに処理することが被災地の復興にとって最重要課題であることは言うまでもありません。そのためには、政府が被災地での処理能力を強化することはもちろん、被災県以外の協力を得て広域処理を進めることが必要です。けれども、そのように多くの国民ががれき処理受け入れを望んでいるにもかかわらず、最大の障害になっているのは、政府が放射性物質への対策を真剣に行っていないことにあります。したがって、今緊急に必要なことは、住民の健康と安全を守る立場で国が責任を持って放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策を抜本的に見直し、強化することではないのでしょうか。未曾有の被災からの復興を進めるために、政府が本腰を入れて取り組むべきであると横手市として強く要望することを訴えて、賛成討論とします。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成24年第1回横手市議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時12分 閉会